

H25年6月7日

賛助会員 規程

- 第1条 この規程は、本組合の賛助会員に係わる事項を定めるものである。
- 第2条 本規程の変更は、理事会の承認を得るものとする。
- 第3条 賛助会員の加入資格は次の通りとする。
金属工作油剤に係る原料供給会社（国内メーカーおよび輸入代理店）
- 第4条 賛助会員の加入、脱退および除名については、定款第9条、第12条、第13条に準ずる。
- 第5条 当組合における賛助会員の資格は次の通りとする。
(ア)総会での議決権を有さない。（ただし、総会への出席はできる。）
(イ)各部部长・副部长・部会員の資格を有さない。
(ウ)毎月、生産・販売数量集計表の提供を受ける。（ただし、秘守義務契約を締結する。）
(エ)「全工油 NET」のHPの閲覧ができる。（ただし、秘守義務契約を締結する）
(オ)年2回の賛助会員・組合員による原料勉強会を実施する。
(カ)要請により、全国技術研修会および調査部会等での原料情報プレゼンテーションができる。
(キ)経営者研修会および全国技術研修会等には別途会費を支払い参加できる。
- 第6条 賛助会員の会費については、別途 賛助会員会費規程に定める。